

また、販売中のびわ細江工業団地の早期完売に向けて一層の取り組みに努め、事業収益の拡大を図るとともに、先行取得した土地についても、県に対し早期買い戻しに向けた働きかけを積極的に行う一方、暫定的な利活用についても具体化に向け検討を進められたい。

(2) 造林公社の抜本的な改革について (社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社)

滋賀県造林公社、びわ湖造林公社の2公社については、平成16年度、17年度の2か年にわたり、累積債務の解消について抜本的な対策を求めたところであるが、現在においても、具体的な進展が見られず、借入金および未払利息は、平成17年度末で両公社合わせて約1,039億円と巨額なものとなっており、状況は非常に深刻である。さらに金利負担は、両公社合わせて年間で約18億円となっており、1日も早い債務の解消が求められる。

については、琵琶湖の水源かん養、県土保全など多面的な機能を持つ森林の整備・管理に重要な役割を果たしている造林公社の抜本的な改革を行うため、早急に議論・検討に結論を出し、実効ある対策を進められたい。

(3) サービスの維持・向上と経営基盤の確立について (社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団)

滋賀県社会福祉事業団では、平成18年度から指定管理者として県立社会福祉施設等9施設を管理・経営しているが、それらの施設については、県の新外郭団体見直し計画(平成18年3月策定)で、近い将来、社会福祉事業団に施設移管する等とされている。施設移管に当たっては、社会福祉法人として安定した経営基盤を確立することが必要であり、事業団ではこれまで固定経費の削減や組織改革など経営改革に取り組み、効果的な事業展開と効率的な経営の推進を図っているが、今後もより一層の取り組みが求められる。

一方、これまで実施してきたサービスを維持・向上するためには、人材の確保や施設の維持・補修等が必要不可欠であり、経営の効率化との両立が求められる。

については、円滑な施設移管に向けて、一層経営改革に取り組むとともに県と十分な調整・協議を行い、サービスの維持・向上と経営基盤の確立に努められたい。

(4) 滋賀県住宅供給公社のあり方について (滋賀県住宅供給公社)

滋賀県住宅供給公社においては、県の新外郭団体見直し計画(平成18年3月策定)で、民間における住宅供給の状況を踏まえ、業務の見直しをするとされている中で、現在販売している分譲住宅(宅地)の売却も堅調とは言い難い状況であり、事業損失の計上が平成16年度、17年度の2年間続き、将来的にも収益改善を見込めないことが懸念されることから、公社のあり方自体について抜本的な改革が求められる。

については、未売却の分譲住宅(宅地)の早期完売に向け販売促進に努めるとともに、公社のあり方を早急に検討し、具体的な対策を進められたい。

**監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年1月25日

滋賀県監査委員	上田	彰義
"	三宅	忠勝
"	柊	次武
"	中森	

**監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項**

監査執行対象機関名	彦根子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成18年2月2日
監査結果報告年月日	平成18年3月24日
監査の結果	

- (1) 児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成17年末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ2,073,225円増加し、14,168,625円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
- (2) 職員の主たる不注意による交通事故(県過失割合95%)が発生し、保険を含めて593,945円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理

に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

- (1) 収入未済の解消については、受益者負担の公平性の確保からも完納をめざし、督促状、催告状の送付、電話、手紙、居宅訪問による督促を行い、また分納指導、口座振替による収納を促進しているところである。その結果、平成17年11月から平成18年12月末までに150,743円を収納するとともに、居所不明等により消滅時効の完成に至った903,570円の不納欠損処分を行った。残る収入未済額（繰越分）13,114,312円についても、その回収のため滞納整理強化期間を設定し全職員による粘り強い納入指導と収納促進を図っていくとともに、児童の措置初動期において、扶養義務者との連絡を密にして納入義務意識の向上を図り新たな収入未済の発生防止に努める。
- (2) 公用車の事故防止については、職員会議等の機会に再三、安全運転に心がけるよう注意を促し、各職員の「ひやり、はっと」体験の発表をさせて事故防止に対する意識改善を図るとともに、湖東地域振興局で実施された交通事故防止講習会に職員を参加させた。また公用車による出張の前に声かけを実施しているところである。今後とも、ゆとりある運転を指導し、交通事故の再発防止により一層努める。